

- 裏面の「出展規定」をご確認の上、お申込みください。
(本申込書のご提出は、「出展規定」の規則に同意するものとします。)
- お申込みの際は、ご押印のうえ、主催者まで原本をご郵送ください。
(お手元に必ずコピーをお取り置きください。)

申込日 年 月 日

会社名/団体名 (フリガナ) 和文 印	代表者(責任者)役職
英文	代表者(責任者)名

住所 (ご担当者の連絡先をご記入ください。)
〒 -

部署・役職	担当者名	印
TEL	FAX	
E-MAIL	WEBSITE http://	

※請求書の宛先が上記出展者と異なる場合は、下記に送付先をご記入ください。

会社名	住所 〒 -
部署・役職	
担当者名	TEL FAX

◆申込小間数 [該当する項目に✓印及び小間数、料金をご記入ください。料金は全て消費税込です。]

<input type="checkbox"/> 一般企業	¥367,500 (3m x 3m) × 小間 = ¥
<input type="checkbox"/> (社)ペットフード協会会員・賛助会員	¥336,000 (3m x 3m) × 小間 = ¥
* 2012年3月30日(金)までの出展申込書提出に限り、上記出展料より、6小間(54㎡)以上で3%、9小間(81㎡)以上で5%、12小間(108㎡)以上で7%のディスカウントが適用されます。	
<input type="checkbox"/> ミニ小間 (パッケージ装飾付き)	¥257,250 (2m x 2m) × 小間 = ¥

【出展料に含まれるもの】4㎡のスペース料、ブース内カーペット、パネルユニット(白)、社名板(社名、小間番号)、蛍光灯(1灯)、2口コンセント、電気工事(電気使用量 1kW まで)、小間内清掃、施工・撤去・資材運搬代

◆出展対象ゾーン [該当する項目に✓印をつけてください。]

<input type="checkbox"/> フード ペットフード&おやつ全般	<input type="checkbox"/> 学び ペットのしつけ用品 サービス全般	<input type="checkbox"/> 小鳥・小動物 小動物関連製品
<input type="checkbox"/> ブティック 人とペットのファッション& アクセサリ製品全般	<input type="checkbox"/> ヘルスケア&ビューティー ペットの健康維持製品、美容製品	<input type="checkbox"/> アクアリウムライフ 観賞魚関連製品
<input type="checkbox"/> @ホーム 人とペットのリビング& インテリア製品全般	<input type="checkbox"/> 獣医療・介護・高齢動物ケア ペットの医療器具・医薬品全般	<input type="checkbox"/> 教育・情報 専門学校・出版・IT
<input type="checkbox"/> トイレタリー ペットのトイレ用品全般	<input type="checkbox"/> ペットの介護製品・サービス全般	<input type="checkbox"/> マルチプル 複合カテゴリー商品・サービス全般
<input type="checkbox"/> プレゼント 人とペットのギフト& アイデア製品全般	<input type="checkbox"/> 冠婚葬祭 ペットセレモニー・メモリアル製品	<input type="checkbox"/> 業界団体 動物愛護団体・愛犬愛猫訓練団体 その他テーマにマッチした団体
<input type="checkbox"/> お出かけ 人とペットのアウトドア& レジャー製品全般	<input type="checkbox"/> ペット保険 ペット向け保険	<input type="checkbox"/> その他(下記に明記してください)

※販売を目的とした生体は出展できません。

◆出展予定製品 [サンプル配布または製品販売をする場合はその内容もご記入ください。]

【個人情報の取扱について】
ご登録いただきました個人情報は、メサゴ・メッセフランクフルト株式会社およびメッセフランクフルトグループが主催する国内外の見本市のご紹介および出版物、各種サービスや関連情報、出展者・スポンサー等の製品やサービスに関する情報をご提供するために利用させていただく場合があります。これらの正当な目的以外に無断で利用することはありません。なお、ご提出いただきました個人情報は当社にて厳重に管理いたします。上記の情報提供を希望されない場合は、下記チェック欄に✓印をご記入ください。
□希望しない

インターペット 出展規定

1. 出展申込

出展を希望される方は、この出展規定をご確認になり、出展申込書に必要事項をご記入・ご捺印の上、出展予定製品のカタログと共に、見本市事務局までお送りください。事務局にて申込書受領後、「出展申込受領確認書」を発行いたします。この「出展申込受領確認書」の発行をもって、本見本市への正式な出展申込とします。

2. 出展申込締切

2012年5月1日(火)

但し、締切日以前でも、予定小間数に達した時点で申込みを締切らせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

3. 出展料金支払

出展申込書受領後、請求書を発行しますので、請求書記載の支払期日までに全額を指定口座にお振込ください。なお、振込手数料は、振込人にてご負担願います。支払期日までに出展料をお振込いただけない場合、出展を取消とさせていただきます。

■出展料金 ※消費税込

1小間あたり(間口3m×奥行3m=9㎡)

一般企業	¥367,500
ペットフード協会会員・賛助会員	¥336,000

※2012年3月30日(金)までの出展申込書提出に限り、上記出展料より、6小間(54㎡)以上で3%、9小間(81㎡)以上で5%、12小間(108㎡)以上で7%のディスカウントとなります。

1小間あたり(間口2m×奥行2m=4㎡)

ミニ小間(パッケージ装飾付き)	¥257,250
-----------------	----------

4. 出展申込後の取消

出展申込後に申込面積の一部または全部を取り消すことは原則としてご遠慮願います。但し、取消理由を書面でご通知いただき、止むを得ないと認められた場合は、次の通り取消料を申し受けます。

～日付は取消通知の受領日とします～

■【出展申込受領確認書】の日付より2012年6月14日(木)までは出展料の50%

■2012年6月15日(金)以降は出展料の100%、および出展取消に伴い見本市事務局での費用負担が発生した場合はその実費も申し受けます。

5. 小間位置の決定

出展申込に応じて各出展者の小間位置を決定します。なお、運営上止むを得ない必要性が生じた際には、小間位置を変更する場合があります。

6. 出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

主催者の許可なしに、出展者が出展面積の一部あるいは全部を第三者に転貸、売買、譲渡、交換することはできません。主催者の許可を得ずに転貸、売買、譲渡、交換を行った際には、両者の出展が無効となる場合があります。

7. 自社小間以外での禁止事項

出展物や装飾は必ず自社小間のスペース内に収めてください。自社小間スペース以外での、カタログ・サンプルなどの配布、アンケート、呼込行為、デモンストレーション等の宣伝活動や、空箱・梱包資材等の放置も禁止します。それらの行為が認められた場合には、出展を取り止めていただく場合があります。

8. 補償

出展者が他の小間、主催者運営設備、または見本市会場の設備及び来場者等に損害を与えた場合は、その補償は出展者の責任となります。

9. 保険

出展者は、会場への出展物搬入開始から撤去までの期間、必要と思われるものについて損害保険に加入することをお勧めします。

10. 見本市の延期・中止

(天災・人災等の不可抗力による見本市の延期または中止)

天災・人災・疫病等の不可抗力により見本市開催が困難と判断された場合、主催者は見本市の延期・中止を決定します。中止の場合、出展料は必要経費を差し引いた上で、出展者に返却します。それ以外に生じた費用、損害等については、主催者は責任を負いかねます。

(その他の事由による見本市の延期または中止)

主催者は見本市の開催が出展者全体の十分な成果につながらないと判断される理由がある場合には、見本市開催の2ヶ月前までに見本市の延期または中止をすることがあります。その場合には、その時点までに支払われた出展料は滞りなく全額返却します。それ以外に生じた費用、損害等については、主催者は責任を負いかねます。

11. 出展物の搬入・搬出、装飾工事と撤去

出展物等の会場への搬入・搬出および装飾工事、その他準備についての詳細は、見本市開催の約2ヶ月前までにお送りする出展マニュアルにてご案内いたします。

12. 知的財産権の保護

特許、実用新案、意匠、商標の権利を保護する必要がある製品、サービス、技術などについては、見本市開催前までに特許庁にて所定の申請手続を行ってください。また、出展の申込に際しては、出展物が他人の権利を侵害していないことをご確認の上、申込みをしてください。出展申込書の受領後に、同出展物が他人の権利を侵害すると判断された場合には、出展をお断りすることがあります。

本見本市は特許法ならびに意匠法に基づき認められた、出展者が保有する諸権利を尊重します。会期期間中に知的財産権に関する出展者間の問題が生じた場合は、上記原則に基づき裁定されます。よって主催者は、上記法律に即し当該出展者の違法性が明確に証明された場合、当該出展物の撤去を勧告・撤退を実施する権利を保有します。

また、上記法律に基づく権利保有期間が過ぎ、その権利内容に基づいた展示物が第三者から出展された場合は下記の通りとなります。

■当該権利の元来の保有者が、継続して当該権利に基づく製品を生産している(正規の継承者がいる)場合、第三者たる出展者は当該製品の出展を不可とします。

■会期期間中に当該製品の出展が確認された場合、主催者は当該出展物の撤去を通告・実施する権利を有します。

■当該権利の権利期間失効の後、当該権利に基づく製品の生産者がいない(正規の継承者がいない)場合はその限りではありません。

13. 見本市の運営と免責

主催者は見本市の業務を円滑に実施するために、各種規則等の制定、修正を行います。また、この出展規定に記載のない事項について、新たに取決め、各種の追加や変更を行うことができます。

出展者が本出展規定ならびに展示規則、その他出展マニュアル上での規定等に違反した場合は、出展をお断りすることがあります。この場合、既に払い込まれた出展料等は返却しません。

出展製品が見本市の趣旨にそぐわないと主催者側にて判断した場合には、その出展製品の出展をお断りすることがあります。

主催者は、搬入等の準備から撤去までの全期間を通じて、警備会社と契約して会場の管理にあたりますが、展示品の損害、滅失、盗難等に関する責任は負いかねます。

見本市会期中および会期後の商談・契約内容に関して、主催者はその責任を負いかねます。

14. 出展規定と展示規則の承認

すべての出展者は、この出展規定および主催者が制定する展示規則を承認したものとします。